自転車通勤管理細則

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2024. 10. 01

目 次

第	1条	目的	1
第	2条	使用許可	1
第	3条	許可の取消	1
第	4条	業務使用禁止	1
第	5条	運転禁止	1
第	6条	ヘルメットの着用	1
第	7条	保険の加入	2
第	8条	通勤手当	2
第	9条	事故発生時の処理	2
第1	0条	責任の所在および補償	2
第1	1条	会社の求償権	2

自転車通勤管理細則

規程番号 0802-0106-00-細制 定日 2024年10月 1日

改正目 年 月 日

(目的)

第 1条 本細則は、従業員が所有する自転車を自らが運転し、通勤に使用する場合における管理に関する事項について定める。

(使用許可)

- 第 2条 自転車を運転して通勤しようとする者は、あらかじめ自転車通勤許可申請書(様式1)と自転車通勤経路図(様式2)を総務部長に提出し、許可を受けなければならない。
 - 2 次の各号に該当する場合は許可しない。
 - (1) 申請者が自転車による交通事故、交通違反を繰り返している場合
 - ② 使用する自転車が整備不良と判断される場合
 - ③ 使用する自転車が本細則に定める自転車損害賠償責任保険等に加入していない場合
 - ④ 駐輪場が確保できない場合
 - ⑤ 防犯登録していない場合
 - 3 自転車通勤許可申請書の内容に変更があった場合は速やかに届け出て、再許可を受けなければならない。

(許可の取消)

第 3条 本細則に違反した場合、または本人の責に帰する事由により重大な事故を起こした場合には、許可を取り消す。

(業務使用禁止)

第 4条 自転車通勤者は、業務のために自己の自転車を使用してはならない。

(運転禁止)

- 第 5条 自転車通勤者は、道路交通安全に関する法令に従って運転を行うとともに、次の各号に該当する運転を行ってはならない。
 - ① 飲酒運転
 - ② 心身の疲労等、安全運転が困難な状態での運転
 - ③ 整備不良での運転
 - ④ 夜間における無灯火運転
 - ⑤ 傘をさしながらの運転
 - ⑥ イヤホン、携帯電話およびスマートフォンを使用しながらの運転
 - (7) その他道路交通法等に違反する運転

(ヘルメットの着用)

第 6条 自転車通勤者は、ヘルメットの着用に努めなければならない。

(保険の加入)

第 7条 本細則の適用を受けようとする自転車は、対人1億円以上(免責なし)の自転車損害賠償責任 保険等に加入しなければならない。

(通勤手当)

- 第 8条 自転車通勤における通勤手当は、その距離が往復3km以上の場合、1kmにつき月額400 円を支給する。
 - 2 通勤距離は一般に利用する最短経路で測定したものとし、1km未満は切り捨てる。
 - 3 自転車の整備費用、修理費等の管理費用および施設外駐輪場の利用は従業員の負担とする。

(事故発生時の処理)

第 9条 自転車通勤者は、通勤中に事故を起こした場合、被害者の救護、警察への届出等、事故後の処理に万全を期するとともに、その状況についてただちに所属長に報告しなければならない。

(責任の所在および補償)

- 第10条 自転車通勤者が、通勤中に起こした事故について、会社は賠償責任を負わない。
 - 2 駐輪中における自転車の破損、盗難等の事故について、会社は一切その補償をおこなわない。
 - 3 通勤中における交通違反による罰金、反則金は、全額本人負担とする。

(会社の求償権)

第11条 自転車通勤者が、本細則に違反して会社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。